

# 土庄町新型インフルエンザ等対策行動計画 (概要版)

## 1. 計画のポイント

### <計画の趣旨・根拠>

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容(選択肢)を示すものとして、政府・都道府県・市町村が作成。町は、政府行動計画や県行動計画に基づき、平成26年4月に、土庄町新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、「町行動計画」)を策定(特措法第8条)。

### <計画の目的>

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること
- ② 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

## 2. 計画改定の概要

- ・令和6年7月、新型コロナウイルス感染症対応で明らかになった課題や関連法改正を踏まえ、政府行動計画が全面改定
- ・令和7年2月、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していくため、県行動計画も全面改定  
⇒これを受けて、令和8年3月、町行動計画を全面改定を行う。

- あらかじめ有事の対応策を整理し、平時の充実の備えの充実を図る
- 対応項目は、国や県が示す13項目から町が実施すべき7項目
- 幅広い呼吸器感染症を対象に
- 準備期、初動期及び対応期の3期に分け、特に準備期を充実
- 感染が長期化する可能性を踏まえ、複数の感染拡大の波への対応やワクチン等に応じた対策の機動的な切り替えも明確化

### <計画の対象となる感染症>

#### 新型インフルエンザ等 (特措法第2条第1号) (※1)

##### 新型インフルエンザ等感染症 (感染症法第6条第7項)

新型インフルエンザ  
(同項第1号)

新型コロナウイルス感染症  
(同項第3号) (※2)

再興型インフルエンザ  
(同項第2号)

再興型新型コロナウイルス感染症  
(同項第4号)

指定感染症  
(感染症法第6条第8項)  
(※3)

新感染症  
(感染症法第6条第9項)  
(※4)

- (※1) 新型インフルエンザ等のうち、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置を講ずることができるのは、肺炎等の発生頻度が、季節性インフルエンザに比して相当程度高いと認められる場合に限られる。(特措法第31条の6第1項、特措法施行令第5条の3第1項)
- (※2) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、5類感染症であり(感染症法施行規則第1条第15号)、左記の新型コロナウイルス感染症には含まれない。
- (※3) 特措法・政府行動計画・県行動計画は、感染症法第6条第8項の指定感染症のうち、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものを対象としている。
- (※4) 特措法・政府行動計画・県行動計画は、感染症法第6条第9項の新感染症のうち、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものを対象としている。

# ◎行動計画の対策項目の比較

※は新規項目

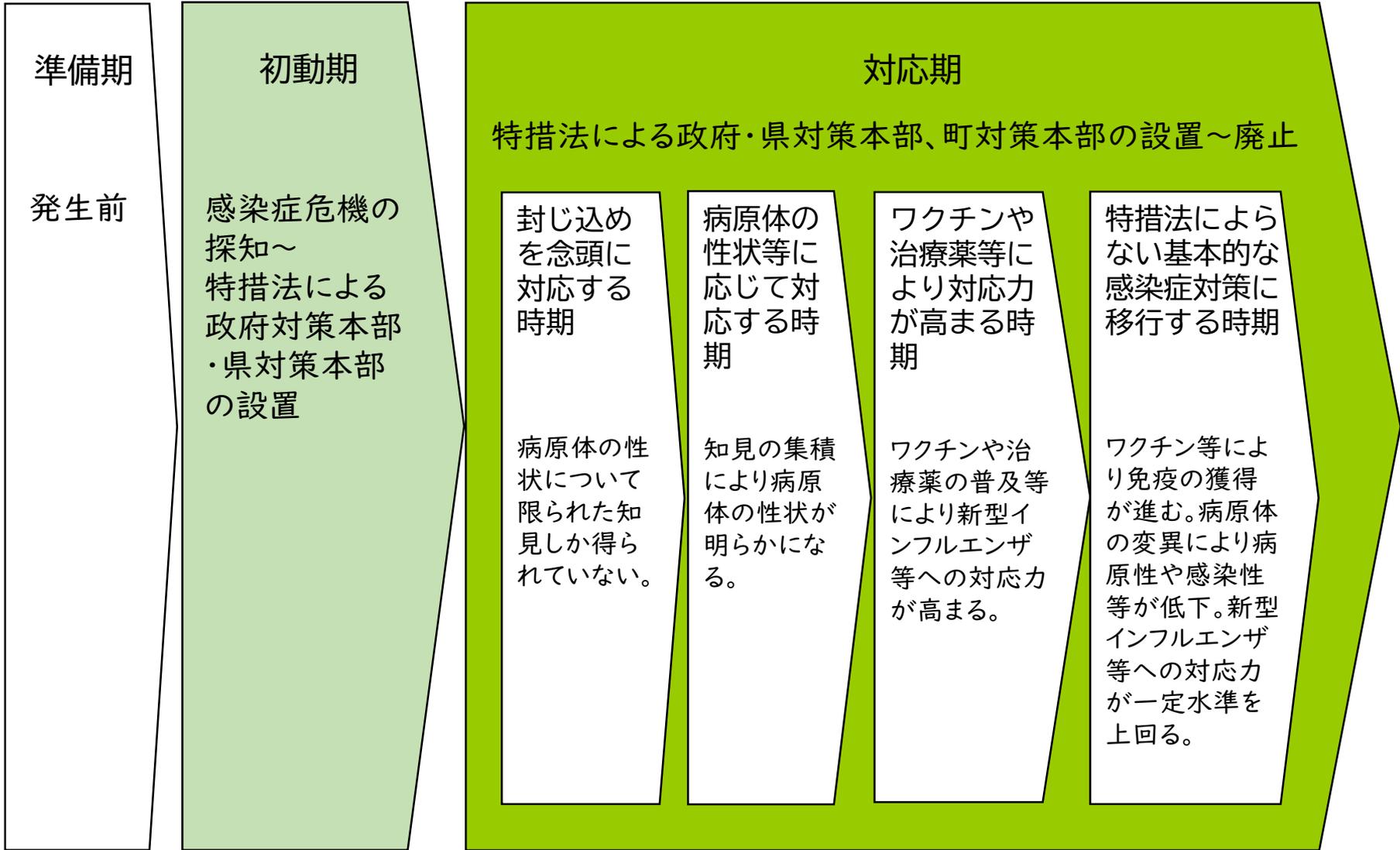
改定前（国・県）	改定後（国・県）	町の取組
①実施体制	①実施体制	①実施体制
②サーベイランス・情報収集	②情報収集・分析 ③サーベイランス	
③情報提供・共有	④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
④予防・まん延防止	⑤水際対策※ ⑥まん延防止 ⑦ワクチン※	③まん延防止 ④ワクチン
⑤医療	⑧医療 ⑨治療薬・治療法※ ⑩検査※ ⑪保健※	⑤保健
⑥国民生活・国民経済	⑫物資※ ⑬国民生活・国民経済	⑥物資 ⑦町民の生活および町民経済の安定の確保

### 3. 計画の施策体系

#### <対策項目と横断的視点>

対策項目	基本理念・目標（要旨）	横断的視点		
①実施体制	関係機関と連携し、町全体の危機管理の問題として取り組む	I	II	III
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	正確な情報を迅速に提供し、町民が適切に判断・行動できるようにする	人材育成	国・市町との連携	DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
③まん延防止	感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活等への影響を最小化する			
④ワクチン	個人の感染や発症、重症化を防ぎ、患者数を減少させ、医療提供体制を確保する			
⑤保健	感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命・健康を保護する			
⑥物資	感染症対策物資等の不足による町民の生命・健康への影響を防ぐ			
⑦町民生活及び町民経済の安定の確保	生活や経済への影響を最小限にとどめる			

# <時期の区分>



## 4. 対策推進のための役割分担

県	<ul style="list-style-type: none"><li>・特措法・感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担う。</li><li>・医療提供体制の確保やまん延防止に関し、的確に判断・対応する。</li><li>・平時において関係機関と協定を締結し、対応能力について計画的に準備する。</li></ul>
町	<ul style="list-style-type: none"><li>・町民に最も近い行政単位として、県や隣接市町と緊密な連携を図りつつ、ワクチン接種や患者等の生活支援等を的確に実施する。</li></ul>
医療機関	<ul style="list-style-type: none"><li>・平時には県と医療措置協定を締結。院内感染対策の研修・訓練や感染症対策物資等の確保を推進する。</li><li>・有事には医療措置協定に基づき、病床確保や発熱外来、自宅療養者への医療の提供等を行う。</li></ul>
指定（地方） 公共機関	<ul style="list-style-type: none"><li>・特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。</li></ul>
登録事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定接種の対象であり、新型インフルエンザ等発生時にはその業務を継続的に実施するよう努める。</li></ul>
一般の事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・新型インフルエンザ等の発生に備え職場における感染対策を行う。特に多数の者が集まる事業者は平時からマスク等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。</li><li>・新型インフルエンザ等の発生時には、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。</li></ul>
町民	<ul style="list-style-type: none"><li>・新型インフルエンザ等の発生前から、発生時にとるべき行動等の知識を得るとともに、平素からの健康管理、個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。</li><li>・新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の情報を得て、個人レベルでの対策を実施するよう努める。</li></ul>

## 5. 対策項目ごとのポイント

### 対策項目① 実施体制 **町全体の危機管理の問題として取り組む**

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>●行動計画の見直しと体制整備・強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者の意見を聴き、行動計画を見直し。</li> </ul> </li> <li>●国・県との連携強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・平時からの連携体制の確認・訓練の実施。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町対策本部の設置の検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府対策本部・県対策本部を設置した場合には、設置を検討。</li> <li>・必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的に対応。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町対策本部の設置               <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言が発出の場合</li> </ul> </li> <li>●総合調整の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>まん延防止等重点措置・緊急事態措置を受けて総合調整。</li> </ul> </li> </ul>

### 対策項目② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

#### **正確な情報提供により、町民の適切な判断・行動を促す**

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>●発生前の情報提供・共有等               <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な感染対策や、感染症の発生状況等の情報を提供・共有する。</li> <li>・県や保健所との緊急時連絡体制の整備。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染状況等の情報提供・共有               <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生状況・感染防止対策等について情報提供・共有。</li> <li>・一般的な相談のための相談窓口設置。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●迅速・一体的な情報提供・共有の継続               <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染急拡大時には、ホームページ等による対策を実施。</li> <li>・相談窓口設置の継続。</li> </ul> </li> <li>●偽・誤情報への対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>・科学的知見に基づく情報を繰り返し提供・共有。</li> </ul> </li> </ul>

**対策項目③ まん延防止** 感染拡大の抑制及び健康被害、町民生活等への影響を最小化

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>●発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等</li> <li>・基本的な感染対策の普及を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まん延防止対策の準備</li> <li>・業務継続計画等に基づく対応の準備。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まん延防止対策の実施</li> <li>・基本的な感染対策の要請。</li> <li>・学校・保育施設等に対する臨時休業等の要請。</li> </ul>

**対策項目④ ワクチン** 感染や重症化を防ぐとともに医療提供体制を確保する

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワクチン接種に必要な資材確保</li> <li>●ワクチン供給体制の整備</li> <li>・ワクチン供給量に応じて分配量を想定。</li> <li>●接種体制の構築 (特定接種・住民接種)</li> <li>・医療関係者等と連携した接種体制構築への準備。</li> <li>●情報提供・共有</li> <li>●DXの推進</li> <li>・予防接種事務のデジタル化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●接種体制の構築 (特定接種・住民接種)</li> <li>・接種会場や医療従事者確保。</li> <li>・医師会との調整。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●接種の実施</li> <li>・初動期に構築した接種体制に基づく接種の実施。</li> <li>・接種体制の拡充の検討。</li> <li>●健康被害救済への対応</li> <li>●情報の提供</li> <li>・予防接種に関する情報の周知・共有。</li> </ul>

## 対策項目⑤ 保健 地域の感染状況等に応じた対策を実施する

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報提供・共有体制の構築               <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民や事業者への感染症の基本的な情報、基本的な感染対策等を情報提供。</li> <li>・町民向け相談窓口設置の検討。</li> <li>・町民への有事の速やかな情報提供体制の検討。</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康観察・生活支援（県に協力）</li> <li>●有事体制への移行               <ul style="list-style-type: none"> <li>・県へ応援職員の派遣。</li> </ul> </li> <li>●感染状況に応じた取組               <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅療養実施のため県と連携。</li> </ul> </li> </ul>

## 対策項目⑥ 物資 感染症対策物資の不足による町民の生命・健康への影響を防ぐ

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症対策物資等の備蓄等               <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策物資等を備蓄し、定期的に状況を確認</li> <li>・消防本部と連携し救急事業備蓄を図る。</li> </ul> </li> </ul>		

## 対策項目⑦ 町民生活及び町民経済の安定の確保

### 生活や経済への影響を最小限にとどめる

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"><li>●情報共有体制の整備<ul style="list-style-type: none"><li>・関係機関との連携</li></ul></li><li>●支援の実施に係る仕組みの整備<ul style="list-style-type: none"><li>・支援実施に係る行政手続や支援金等の給付や交付等の整備。</li></ul></li><li>●物資・資材の備蓄<ul style="list-style-type: none"><li>・町民や事業者へ備蓄を推奨。</li></ul></li><li>●生活支援を要する者への支援準備</li><li>●火葬体制の構築</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●遺体の火葬・安置への準備<ul style="list-style-type: none"><li>・火葬能力の限界を超える場合に備えた一時安置所の確保ができるよう準備。</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●町民生活の安定の確保<ul style="list-style-type: none"><li>・心身への影響のに関する施策の実施。</li><li>・生活支援を要する者への支援。</li><li>・教育・学びの継続に関する支援。</li><li>・生活関連物資等の価格安定に向けた対応。</li><li>・埋葬・火葬への対応。</li></ul></li><li>●社会経済活動の安定の確保<ul style="list-style-type: none"><li>・事業者に対する支援。</li><li>・水の安定供給（水道企業団）。</li></ul></li></ul>

